

免除された国民年金保険料は、追納できます!

●追納によって、もらえる年金を増やすことができます。

老齢基礎年金の年金額を計算する際に、保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて、**もらえる年金の額が少なくなってしまう**。

しかし、免除等の承認を受けた期間の保険料については、**後から納付（追納）**することにより、老齢基礎年金の**年金額を増やす**ことができます。

過去に**国民年金保険料の免除制度**や、**若年者納付猶予制度等**を利用されていた方については、将来もらえる年金を増やすためにも、追納を行っていただくことをお勧めします。

●追納を行う場合は、申し込みが必要です。

最寄りの年金事務所で申し込みを行っていただきます。その後、厚生労働大臣の承認を受けたくうえで納付書がお手元に届きますので、その納付書でお支払いしていただきます。**口座振替ならびにクレジット納付はできません**のでご注意ください。

●追納に関する注意事項

- ①…追納ができるのは**追納が承認された月の前10年以内の免除等期間**に限られています。
(例：平成29年4月分は平成39年4月末まで)
- ②…承認等をされた期間のうち、**原則古い期間からの納付**となります。
- ③…保険料の免除もしくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に**経過期間に応じた加算額が上乘せ**されますので、お早めの追納をお勧めします。

なお、今年度中に追納していただく際の保険料は、以下のとおりです。

免除等年度	追納保険料額(月額)			
	全額免除 (納付猶予)	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成19年度	15,040円	11,280円	7,520円	3,760円
平成20年度	15,160円	11,370円	7,570円	3,790円
平成21年度	15,250円	11,430円	7,620円	3,810円
平成22年度	15,510円	11,630円	7,750円	3,870円
平成23年度	15,290円	11,460円	7,650円	3,820円
平成24年度	15,140円	11,350円	7,570円	3,780円
平成25年度	15,120円	11,340円	7,560円	3,780円
平成26年度	15,270円	11,450円	7,630円	3,810円
平成27年度	15,590円	11,690円	7,790円	3,900円
平成28年度	16,260円	12,190円	8,130円	4,060円

お問い合わせ先：稚内年金事務所 電話：0162-32-1941

役場保健福祉課 戸籍福祉グループ 電話：5-1115(内線166)・告知端末機：5-8813